注２ 態様いかんにかかわらず、日本国内市場に提供されるサービスと同等の待遇を与えるものとする。ただし、教育法及び教育機関の単位又は資格の認定に関する措置であって、当該教育法又は教育機関が特定の国内市場において提供されるサービスに対して与えるものは、この限りでない。	B　中等教育サービス (a)　学校教育として提供されるもの（注１）（注２） （ＣＰＣ九二二一、九二二二、九二二三） 注１ 日本国において学校教育としてサービスが提供されるとは、学校教育サービスが小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学等、専門学校、特別支援学校、幼稚園及び認定こども園に提供されることをいう。 注２ 態様いかんにかかわらず、日本国内市場に提供される教育サービスと同等の待遇を与えるものとする。ただし、教育法及び教育機関の単位又は資格の認定に関する措置であって、当該教育法又は教育機関が特定の国内市場において提供されるサービスに対して与えるものは、この限りでない。 (b)　その他	C　高等教育サービス（注１）（注２） （ＣＰＣ九二三一、九二三九） 注１ 日本国において学校教育としてサービスが提供されるとは、学校教育サービスが小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学等、専門学校、特別支援学校、幼稚園及び認定こども園に提供されることをいう。	SS	
	(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。 (4)　約束しない。	(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。 (4)　制限しない。	
	(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　制限しない。 (4)　約束しない。	(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	

注２ 様いかんにかかわらず、日本国内市場に提供されるサービスと同等の待遇を与えるものとする。ただし、教育法及び教育機関の単位又は資格の認定に関する措置であって、当該教育法又は教育機関が特定の国内市場において提供されるサービスに対して与えるものは、この限りでない。	D　成人教育サービス（注１）（注２） （ＣＰＣ九二四） E　その他の教育サービス（注１）（注２） （ＣＰＣ九二九） 注１ 様にいかなる日本国内市場に提供されるサービスと同等の待遇を与えるものとする。ただし、教育法及び教育機関の単位又は資格の認定に関する措置であって、当該教育法又は教育機関が特定の国内市場において提供されるサービスに対して与えるものは、この限りでない。 注２ 学校教育サービスは、修学を目的として学生が教育機関を訪問し、又は教育機関に滞在する場合に提供されるすべてのサービスをいう。学校教育サービスには、教育機関が提供するサービスであって、遠隔通信手段のみによって提供されるものは含まれない。	6　環境サービス A　汚水サービス （ＣＰＣ九四〇一）	SS	
	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	B　廃棄物処理サービス （ＣＰＣ九四〇二）	SS
	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	C　衛生サービス及びこれに類似するサービス （ＣＰＣ九四〇三）
				SS
			(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。